

京都コンサートホール附属設備利用料金

令和5年4月1日

(単位 円)

区	分	単位	利用料金		区	分	単位	利用料金													
			公演	リハーサル				公演	リハーサル												
舞台設備	平	台	1台	600	420	照明設備	スポットライト	1KW	1台	1,800	1,260										
	箱	馬	1個	150	110		スポットライト	500W	1台	750	530										
	金	び	ょう	ぶ	1双		5,390	3,780	ピンスポットライト	大ホール用	1台	4,490	3,150								
	演	壇	1台	1,800	1,260		ムラタ用	1台		2,250	1,580										
	花	台	1台	600	420		スタ	ン	ド	1脚	440	310									
	迫り (大ホール用)	1式	17,980	12,590	ベ		ース	ス	タ	ン	ド	1脚	150	110							
	譜面台	指揮者用	1台	600	420		臨	時	照	明	設	備	1キロワット	360	260						
		奏者用	1台	200	140		※Aセット	大ホール用	1式	32,960	23,080										
	譜	面	灯	1台	200			140	ムラタ用	1式	16,480	11,540									
	指	揮	台	1台	1,350		950	※Bセット	大ホール用	1式	52,430	36,710									
	チ	ェ	ロ	台	1台		1,350		950	ムラタ用	1式	32,960	23,080								
	長	机	1脚	440	310		楽	器	ピアノ	A	1台	31,460	22,030								
	い	す	1脚	200	140				B	1台	14,980	10,490									
	ピ	ア	ノ	用	い		す	1脚	310	220	G	楽	屋	ピ	ア	ノ	1台	-	1,620		
	コントラバス	用	A	1脚	440		310	ハ	イ	プ	オ	ル	ガ	ン	(大ホール用)	1台	34,460	24,130			
			B	1脚	310		220	ポ	ジ	テ	ィ	フ	オ	ル	ガ	ン	1台	16,480	11,540		
	上敷	20m	1枚	1,050	740		チ	ェ	ン	バ	ロ	1台	31,460	22,030							
		10m以下	1枚	600	420		そ	の	他	物	品	販	売	台	1式	8,240	5,770				
	毛	せ	ん	1枚	750		530	座	席	指	定	券	大ホール用	1式	11,520	-					
	ホ	ウ	イ	ト	ボ		ー						ド	1台	0	0	小ホール用	1式	5,760	-	
楽	屋	A又はB	1室	4,490	3,150	受	付	用	机	1枚	440	310									
		その他の楽屋	1室	2,250	1,580	受	付	用	い	す	1式	200	140								
音響設備	拡	声	装	置	1台	3,000	2,100	ラ	イ	ブ	配	信	用	回	線	使	用	料	1式	12,100	-
	マ	イ	ク	ロ	ホ	ン	1本	3,000	2,100	備考 1 この表の金額は、利用時間の1区分の金額です。											
	無	線	マ	イ	ク	ロ	ホ	ン	装	置	1チャンネル	5,390	3,780	備考 2 調律料、臨時人件費等は別に定めます。							
	マ	イ	ク	ロ	ホ	ン	吊	下	装	置	1式	1,500	1,050	備考 3							
	ス	タ	ン	ド	1脚	440	310	ピアノA	スタインウェイ D-274												
	C	D	プ	レ	ー	ヤ	ー		1台	3,000	2,100	ベーゼンドルファー 290									
	※	舞	台	音	響	セ	ツ	ト	1式	7,480	5,240	ベーゼンドルファー 290									
	臨	時	音	響	設	備	1式	35,950	25,170	ピアノB	ヤマハ CFⅢS										
	臨	時	録	音	設	備	1式	35,950	25,170		カワイ EX										
	C	D	デ	ッ	キ	1台	7,480	5,240	A	楽	屋	ヤマハ C7									
映	写	設	備	ス	ク	リ	ー	ン				1張り	5,390	3,780	A楽屋	ヤマハ C7					
				ビ	デ	オ	プ	ロ	ジ	ェ	ク	タ	ー	1式	8,990	6,300	B楽屋	カワイ US-9X アップライト			
												G	楽	屋	ヤマハ YU5 アップライト						

備考

- 1 京都コンサートホール条例施行規則別表に掲げる利用料金の上限額は、京都コンサートホール条例別表に掲げる利用時間の区分の1区分当たりの額とする。
- 2 準備・練習等のための利用に係る利用料金の上限額は、京都コンサートホール条例施行規則別表に掲げる額の10分の7に相当する額とする。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときはこれを切り上げる。
- 3 京都コンサートホール条例施行規則に掲げる音響設備の舞台音響セット並びに照明設備のAセット及びBセットの内容並びに楽器のピアノA及びBの形式は、市長が定める。